

# 育児休業及び育児短時間勤務に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、就業規程第47条に基づき職員の育児休業及び育児短時間勤務に関する取扱いについて定めるものとする。

(育児休業及び育児短時間勤務の対象者)

**第2条** 育児休業及び育児短時間勤務の対象者は、育児のために休業及び育児短時間勤務をすることを希望し、1歳に満たない子（実子又は養子）と同居及び養育する職員とする。

2 第1項にかかわらず、次の職員は育児休業及び育児短時間勤務をすることができない。

1) 採用1年未満の職員

2) 配偶者が次のいずれかに該当する職員

イ 職業についていない者（育児休業により就業していない者を含む）であること。

ロ 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができるものであること。

ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては10週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない者であること。

ニ 休業申し出に係る子と同居している者であること。

(育児休業の申し出手続き等)

**第3条** 育児休業することを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の1ヶ月前までに、育児休業申し出書（様式1）により、理事長に申し出るものとする。

2 育児休業申し出書が提出されたときは、理事長は、速やかに当該育児休業申し出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、育児休業取り扱い通知書（様式2）を交付する。

3 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は出生後2週間以内に育児休業対象出生届（様式3）を理事長に提出しなければならない。

(育児休業の申出撤回等)

**第4条** 申出者は、休業開始予定日の前日までは育児休業撤回届（様式4）を理事長に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。

(育児休業の期間等)

**第5条** 育児休業の期間は、原則として子が1歳に達する日（誕生日の前日）までを限度として育児休業申し出書に記載された期間とする。

2 育児休業の申し出をした後、やむを得ない事由が発生した場合には、申出者は原則として変更後の休業開始予定日の前日までに、育児休業期間変更申し出書を理事長に提出することにより、1回に限り休業開始予定日を前の日に変更することができるものとし、その手続きについては第3条第3項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「育児休業取扱通知書」とあるのを「育児休業取扱変更通知書」と読み替えるものとする。

3 申出者は、原則として育児休業を終了しようとする日（以下「休業終了予定日」という。）の1ヶ月前までに、育児休業期間変更申し出書を理事長に提出することにより、1回限り休業終了予定日を後の日に変更することができる。

4 申出者は、休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合は、育児休業期間変更申し出書（様式5）を理事長に提出するものとする。この場合において、理事長が繰上げ変更を適当と認めた場合には、原則として繰り上げた休業終了予定日の1週間前までに本人に育児休業取扱変更通知書を交付する。

5 育児休業申出書を提出した後、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合には、育児休業は中止又は終了するものとし、当該育児休業の終了日は、当該各号に掲げる日とする。

- 1) 育児休業の申出に係る子の死亡の場合 子が死亡した日
- 2) 育児休業の申出に係る子の養子縁組又は離縁により同居しないこととなった場合 当該事由発生の日
- 3) 育児休業の申出に係る子が1歳に達した場合 子が1歳に達した日
- 4) 申出者の産前産後休暇又は新たな育児休業期間が始まった場合 休業開始の前日

6 前項の場合（第3号を除く。）職員は、直ちに育児休業終了（中止）届を理事長に提出しなければならない。

（給与及び期間算定等）

**第6条** 育児休業期間中の月例給与は無給とし期間算定については、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 定期昇給については、育児休業期間の2分の1を算入する。
- 2) 期末手当の勤務期間には、育児休業期間の2分の1を算入する。
- 3) 退職給与の在職期間には、育児休業期間の2分の1を算入する。
- 4) 社会保険料の被保険者負担分は土地改良区が負担する。ただし、申出により育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分が免除される場合については、この限りでない。

（復職後の取扱い）

**第7条** 育児休業後の勤務は、原則として休業開始時の職務で行うものとする。

（育児短時間勤務）

**第8条** 育児短時間勤務を希望する職員は、理事長に申し出て、次のいずれかの勤務時間（いずれも休憩時間は正午から45分）とすることができる。（女子職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）

- 1) 午前8時30分から午後3時00分まで
- 2) 午前9時30分から午後4時00分まで
- 3) 午前10時30分から午後5時00分まで

2 前項の手続き等については、第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、第3条から第5条中「育児休業」とあるを「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務の給与等）

**第9条** 育児短時間勤務期間中における勤務しない時間については、給与を支給する。

- 2 定期昇給については、育児短時間勤務期間は通常の勤務をしているものとみなす。
- 3 期末手当の勤務期間には、育児短時間勤務期間は通常の勤務をしているものとみなす。
- 4 退職給与の在職期間には、育児短時間勤務期間は通常の勤務をしているものとみなす。

（年次有給休暇の取扱い）

**第10条** 年次有給休暇の権利発生のための勤務率の算定にあたっては、育児休業及び育児短時間勤務期間中は、通常の勤務をしているものとみなす。

**第11条** この規程に定めのないことについては、育児休業等に関する法律その他の法令の定めるところによる。

附則

この規程は、平成29年 4月18日から施行する。

様式1

## 育児休業申出書

かつの土地改良区  
理事長

様

申出日 平成 年 月 日  
申出者氏名 印

私は、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」第3条に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

### 記

1 育児休業に係る子の状況	(1)氏名	
	(2)生年月日	
	(3)本人との続柄	
	(4)養子の場合の縁組成立年月日	
2 1の子が産まれていない場合の出産者の状況	(1)氏名	
	(2)出産予定日	
	(3)本人との続柄	
3 育児休業の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	備考
4 申出に係る状況	(1)休業開始予定日の1ヶ月前に申し出ている・いない→(申出が遅れた理由) ( ) ( ) (2)1と同じ子について育児休業の申出を撤回したことがある・ない→(再度申出の理由) ( ) ( ) (3)1と同じ子について育児休業をしたことがある・ない→(再度の休業の理由) ( ) ( )	

## 育児休業取扱通知書

様

かづの土地改良区

理事長

印

あなたが平成 年 月 日にされた育児休業の申し出について、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」第3条に基づき、その取扱を下記のとおり通知します。

### 記

1 育児休業の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までとする。
2 育児休業期間中の 取扱い等	(1) 育児休業期間中の給与については、規定第6条による。 (2) 身分は のままとする。

様式3

## 育児休業対象児出生届

かづの土地改良区

理事長

様

申 出 日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、平成 年 月 日に行った育児休業の申出において出生していなかった育児休業に係る子が出生しましたので、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」第3条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 出生した子の氏名
- 2 出生の年月日
- 3 本人との続柄

様式4

## 育児休業撤回届

かづの土地改良区

理事長

様

撤回日 平成 年 月 日

撤回者氏名 印

私は、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」第4条に基づき、  
平成 年 月 日に行った育児休業の申出を撤回します。

## 育児休業期間変更申出書

かつの土地改良区  
理事長

様

変更申出日 平成 年 月 日

変更申出者氏名 印

私は、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」第 5 条に基づき、平成 年 月 日 に行った育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

### 記

1 当初の申出における育児休業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
2 当初の申出に対する対応	休業開始予定日の指定 ・有り → 指定後の育児休業予定日 平成 年 月 日 ・無
3 変更の内容	(1)休業 開始・予定日の変更・終了  (2)変更後 開始・予定日・終了  平成 年 月 日
4 変更の理由 (休業終了予定日の変更の場合のみ)	